



特252
77

同
工
省
編

衣料切符制に関する質疑應答

納本

社團法人 同盟通信社發行

始



特252
77

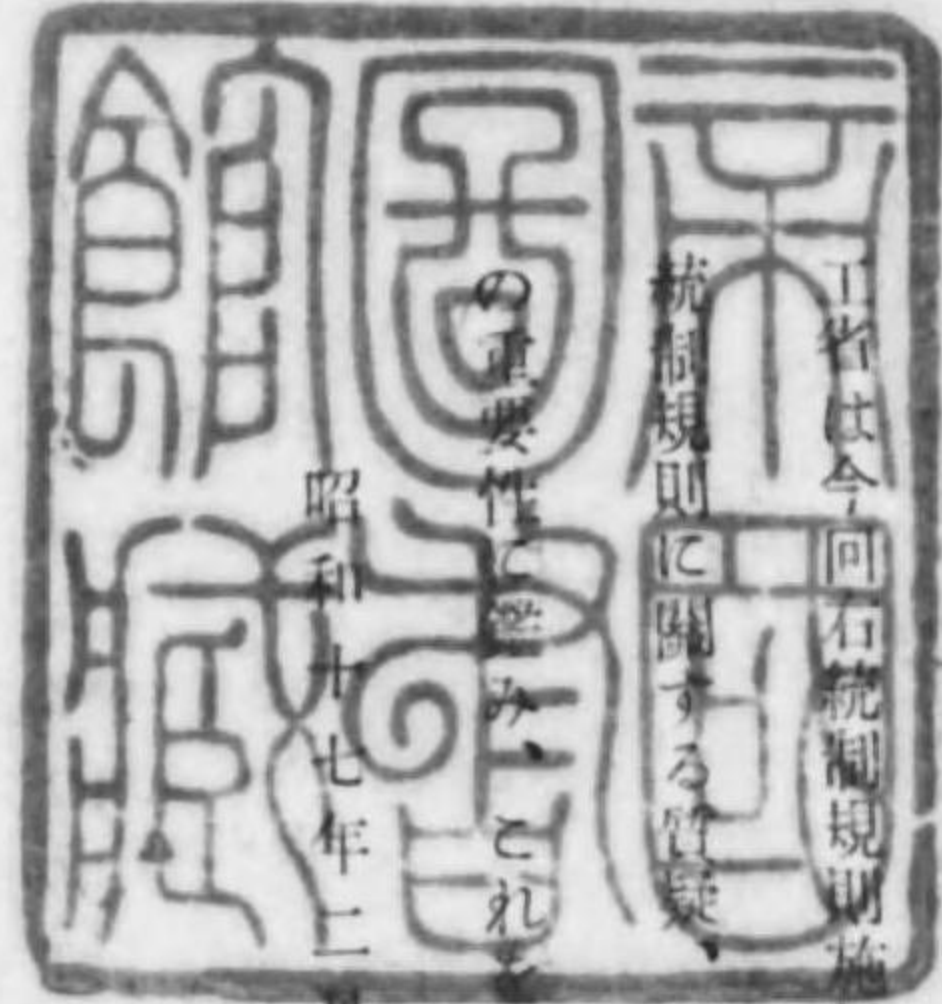
序

繊維製品の配給消費統制は二月一日より實施されたが、複雑かつ廣汎なる衣服類統制の内容を周知せしめるため商工省は今回石統制規則施行上の細目を従來通牒として指示して來たものも含めて新たに整理統一し、更に配給消費統制規則に關する質疑の重要性を鑑みこれを印刷に附して御参考に供することとした

昭和十七年二月廿一日



社團法人 同盟通信社



目次

一、纖維製品配給消費統制規則の細目説明……………一

二、「第十一條の衣料品より除外するもの」……………一一一

三、質疑・應答……………一三三

附 錄……………一三三

一、纖維製品配給消費統制規則……………一三三

二、衣料切符制に關する次官通牒……………一三六

絨維製品配給消費統制規則施行二

關スル件（二月廿一日纖維局長通牒）

纖維製品配給消費統制規則ノ施行ニ關シテハ屢次及通牒置候處今回之等ノ通牒ヲ整理シ統一のニ取扱フコトト致候條爾後本則ノ施行ニ關シテハ左記ニ依リ取扱相成度此段及通牒候也

尙本則施行ニ伴フ細目ノ疑義ノ取扱ニ關シ各方面ニ及回答置候點ハ之ヲ一括取纏メ「質疑、應答」「第十一條ノ衣料品ヨリ除外スルモノ」トシテ本通牒ニ添附致置候條右御含ミノ上措置相成度

一、纖維製品配給消費統制

規則の細目説明

一、規則ノ軍用品中ニハ左記ノモノヲ含ムコト

(イ) 將校（準士官、候補生、從軍文官ヲ含ム）用軍裝品右軍裝品ハ借行社、軍人會館、水交社、海友社ノ四社ニ於テノミ費渡スコトニ相成リ居リ市中ノ洋服屋等ニ於テ軍裝品ノ調製ヲ爲シ居ルハ之等四社ノ委託ニ依ル賃加工ナルヲ以テ右御含ミノ上措置相成度
軍裝品トハ左記種類ニ付爲念申添候

記

陸軍

冬服、夏服、外套、マント、脚絆、國防色ワイシャツ
軍用シャツ、國防色手袋、軍服用カラー、靴下、毛布

海軍

外套、冬服、夏服、雨衣、脚絆、作業服、ワイシャツ
カラー、ネクタイ

外ニ初任者ニ對シ

敷布、毛布

出征者ニ限リ

寢衣、襪、袴、袴下

(ロ) 軍ノ官衙、學校、部隊ニ於テ發辨スルモノ、此ノ場合ハ

主計官ノ捺印アル注文傳票ヲ軍ヨリ發行ス

(ハ) 軍ノ酒保ニ於テ管内販賣ヲ爲ス衣料品、此ノ場合部隊長

ノ證明スル品種數量ニ限リ其ノ仕入レヲ認メシムルモノトス

二、規則第二條本文ニ於テ地方長官ハ左記ニ該當スル者

ヲ製造及小賣ヲ業トスル者トシテ指定スルコト（指定ハ××組合組合員等ノ形式ニテ可）足袋、洋服、婦人子供服、作業服、布帛雜品等ノ製造業者ニシテ其ノ製造シタル製品ヲ總ベテ店頭ニ於テ小賣ヲ爲スモノ

第二條ノ指定纖維製品中

(イ) 布帛製品トハ織物ヲ原料又ハ材料トシテ裁縫加工ヲ施シ

タルモノニシテ織維製品ト認メラル、モノヲ謂フ、但シ左ノ製品ハ布帛製品トシテ取扱ハザルモノトスルコト
洋傘、地下足製(布底ノモノヲ除ク)運動靴(布底ノモノヲ除ク)草履、フェルトスリッパ、花緒、玩具、人形、眼鏡指輪等ノケース類

(ロ) 織物ニ關シ石綿、硝子等ノ織維ノモノハ之ヲ合マザルコト

(ハ) 布帛製品中織維製品配給機構整備要綱別紙ニ掲ゲタル四種類ノ布帛製品ニ記載ナキ種類ノモノニシテ第十一條ノ衣料品ニ該當セザルモノハ當分ノ間製造業者ニ對シテハ第二條但書第五號ニ依リ販賣許可ヲ與ヘラレ度シ尙右ノ如キ布帛製品ニシテ卸賣業者ノ手持品ハ第九條第一項但書第四號ニ依リ販賣許可ヲ與フル様致サレタシ

三、同第二條但書第五號ノ許可ハ左ノ場合ニ限ルコト

- (1) 内地産ノ棉花、羊毛、麻類及雜織維ノミヲ使用シタル織物ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルコト
- (2) 試験用織維製ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルコト
- (3) 綿織物タル漁網用布ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ

又ハ之ヲ漁網統制會社ニ讓渡スルコト

(4) 特ニ商工大臣ヨリ指示アリタル場合ヲ除キ産業組合又ハ同聯合會ガ其ノ共同設備ニ依リ製造シタル織維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ所屬組合若ハ所屬組合員ニ讓渡スルコト

(5) 毛織物其ノ他毛製品關係工業用資材(ウツトフエルト、トツプフエルト、グリインブラツシニ、セイジングダクロス、濾過布、針布用基布)ヲ之ヲ需要スル工業者ニ販賣スルトキ及車輛、船舶及家具用特殊毛織物並ニ業務用毛織物、テレンプ、モケツト綫通及被篋等)ヲ官廳用或ハ民需用トシテ販賣スルコト

(6) 前各號ニ掲ゲタル場合以外ノ場合ニシテ豫メ當省ニ打合せ承認ヲ得タルトキ

四、同第三條但書及第四條但書ノ規定ニ依リ地方長官ガ割當票ヲ發行スルハ左ノ場合ニ限ルコト

- (1) トレージングダクロス、潜水服用布、タイプライターリボン用布、白玉用布、コンバクト用ネル等第三次製品ニ使用セラ
- (2) ルモノノ之等ノ製造業者ニシテ全國又ハ數府縣ニ互ル團體ヲ組織セザルモノニ販賣スルコト
- (3) 同第六條ノ割當票ノ様式ハ從來採用ノモノヲ踏襲スルモ差支ナキモ右様式ニ依リ改メテ承認申請ヲ爲スコト尙割當數量ノ限度ハ從來通り其ノ都度當省ヨリ指示

スルコト

六、同第七條第一項本文ニ於テ地方長官ハ左記ノ團體ヲ指定スルコト

- 日本百貨店組合(管内ニ百貨店ノ存スル府縣ノミ)
- 織維製品關係小賣商業組合
- 織維製品ノ取扱實績アル産業組合法ニ依ル購買組合(實績ノ範圍内ニ於テ單位購買組合ヲ指定スルコトトシ府縣聯ハ之ヲ指定セザルコト)
- 工場鐵山等ニ於ケル購買會ニシテ之ヲ利用スルニ非ザレバ織維製品ノ購入困難ナルガ如キ事情ニアルモノ
- 借行社、水交社、海友社、軍作業團ノ購買會
- 尙外賣、行商等ニ付テハ十人組等ヲ組織セシメ其ノ代表者ヲ所在ノ小賣商業組合ニ加入セシムル様取計ヲ尙外購買會ニシテ指定シ洩レタルモノモ小賣商業組合ニ加入セシメ其ノ實績ノ限度ニ於テ製品ノ配給ヲ爲ス様取計ヲウコト
- 七、道府縣織維商聯ノ所有スル指定織維製品(今後入荷スベキモノヲ含ム)ハ規則第九條但書第四號ノ地方長官ノ許可ニヨリ其ノ所屬商業組合ニ讓渡セシムルコト但シ既ニ丁號會社設立セラレ充分準備ノ整ヒ居ル場合ハ道府縣織維商聯ヨリ丁號會社ニ勿論讓渡セシメ差支ヘナキコト、此ノ場合道府縣織維商聯ヨリ丁號會社ニ對スル販賣價格ハ既ニ告示セラレ或ハ近ク告示セラレベキ丁號

會社販賣價格トスルコト

規則第九條但書第四項ニ於テ地方長官ガ讓渡ノ許可ヲ與ヘタル場合ニ於テハ讓渡者ヲシテ必ズ讓渡先別、品種別讓渡數量ヲ讓渡者所在ノ丁號會社ニ届ケシメルコト

八、規則第七條第一項但書、第八條但書、第九條第一項

但書ノ許可ハ突發的災害ノ生ジタルガ如キ緊急事態ノ場合ノ外原則トシテ許可セザルモノナルモ丁號會社整備不完全ニシテ充分其ノ機能ヲ發揮シ得ザル事態ニ於テハ指定織維製品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者(別表甲號、乙號、丙號、又ハ丁號ニ掲グル者並ニ指定團體及之ヲ組織スル販賣業者ヲ除ク)ノ手持品ニシテ丁號會社整備完了迄之ガ保有不可能ナル事情アル場合ハ第九條第一項但書ニ依リ許可スルコト此ノ場合ハ必ズ期限ヲ附シ運クモ二月末日ヲ以テ打切ラシムルコト

九、同第十一條ノ衣料品ノ點數ハ一般消費者ニハ容易ニ

判別シ難キヲ以テ小賣商ヲシテ各商品個々ニ夫々ノ點數ヲ一示セシムル等商品ノ點數ヲ明瞭ナラシムル方法ヲ講ゼシムルコト

十、同第十一條第一項但書ノ許可ハ公共團體等ニ於テ必

要トスル衣料品ニシテ事情已ムヲ得ズト認メラルル場合ニ限リ與フルコト(公共團體等ニ於テ必要トスル衣料品ハ官公署及學校等ニ於テ宿直員ノ使用スル寢具類等ニシテ備品トシテ不特定人ニ使用セシムルモノヲ指ス)

十一、同第十一條第一項但書ノ警察署長ノ證明書ハ左記ノ者ニ對シ發給スルコト尙證明書ノ様式ハ適宜ノモノニテ可ナルコト

(1) 昭和十七年一月二十日ヨリ一月三十一日ニ至ル小賣販賣不能期間ニ於テ特ニ緊急ニ衣料品ヲ必要ト認メラルル者(例ハハ災害ノ罹災者又ハ出產者等)

(2) 其ノ後ニ於テモ火災其ノ他ノ災害ニ依ル罹災者ニシテ緊急ニ衣料品ヲ必要ト認メラルルモノ

十二、(1) 刑務所、少年院ニ於テ收容者ノ作業ニ用フル織維製品ニ付テハ所長又ハ院長ヨリ所轄地方長官ニ所要量ノ申出アルベキヲ以テ此ノ場合ハ適當數量ヲ讓渡スル様丁號會社ニ對シ許可相成度少年院ニ付テハ收容者ニ給付スル衣料品ニ付テモ同様ノ取扱相成度

既決囚人中模範囚人ニハ衣料品ノ購入ヲ認ムル場合アリ又釋放サル囚人ハ特ニ準備ノ爲衣料品ヲ必要トスル場合アルニ付刑務所長ノ證明書添附ノ上販賣業者ヨリ販賣許可ノ申請アリタル場合ハ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト

リタル場合ハ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト

司法保護團體ニ收容中ノ少年ニ對シテハ切符ヲ交付セザルコト、但シ保護團體ヨリ之等ノ少年ニ對スル衣料品購入ノ申出アリタルトキハ販賣業者ニ對シ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト

尙司法保護團體ニ收容中ノ大人ニ對シテハ衣料切符ヲ交付スルモノナルニ付市町村長ニ指示アリタシ

(10) 少年院又ハ司法保護團體ニ收容中ノ少年ニシテ退院又ハ退所スル際特ニ準備ノ爲衣料品ヲ必要トスル場合アルニ付少年院ニ於テハ少年院長ノ、司法保護團體ニ於テハ少年審判所長ノ證明書添附ノ上販賣業者ヨリ販賣許可ノ申請アリタル場合ハ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト

(11) 司法保護團體(少年保護團體ヲ除ク)ハ其ノ業務上夜具蒲團等ヲ必要トスル場合アルニ付販賣業者ヨリ販賣許可ノ申請アリタル場合ハ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト

十三、工場、鑛山、銀行、會社等ニ於テ從來職員、工員

ニ對シ作業服(特配ヲ受ケタルモノヲ除ク)、事務服、衛生服等ヲ支給(實費ヲ徴スルモノト無料ノモノトアリ)シ居ル事例多キモ今般ハ之等ノ衣料品ハ衣料切符

一、晒木綿(晒金巾)(二平方碼モノ及六平方碼モノ)

二、晒木綿(晒巾)(一〇尺ノ制限小切符ニ優先確保ノ上他ハ

一、晒木綿(晒巾)(一〇尺ノ制限小切符ニ充當ノコトトシ

六平方碼モノハ三人分一度ニ購入スル場合ニ充當スルコト

一、手拭タオル及足袋

一、晒木綿(晒巾)ノ當該制限小切符ニ充當ノコト

一、晒木綿(晒巾)(一・五碼モノ)

二、晒木綿(晒巾)ノ制限小切符ニ優先確保ノ上他ハ一般衣料切符ノ制限小切符ニ充當スルコト

一、ガヲ紡丸紡

一、晒木綿及法被用(業務用衣料品購入票ニ依ラザル一般配給用)

十七、帝國軍艦乗組ノ士官ニシテ家庭ニ於テ衣料切符ノ

交付ヲ受ケザリシモノニ對シテハ所管鎮守府(横須賀、吳、佐世保、舞鶴)ヨリ所在ノ市ニ對シ所要枚數ノ申出アルベキヲ以テ右枚數ヲ一括シテ該市ヨリ鎮守府ニ交付スル様取計相成度

十八、衣料切符ノ交付ニ當リテハ重複交付ノ起ラザル様

取計ラヒ疑ハシキ場合ハ一時交付ヲ差控ヘ置ク様官下市町村長ニ指令アリタシ殊ニ寄宿舎ニ居住セル學生及職工、地方ヨリノ一時的出稼人、旅藝人、木賃宿ノ居

十四、警防團服ニ關シ市町村又ハ警防團方之ヲ調達スル場合ニ在リテハ衣料切符制ノ適用ヨリ除外スルコトトシ市町村又ハ警防團ニハ規則第十一條但書ノ許可ニ依リ所要量ノ配給ヲ受ケシムルコト

十五、特別ニ配給セラルル國民學校兒童服、學童用靴下、中等學校學生服及ビ大學專門學校學生服ニ關シ國民學校兒童服、學童用靴下ニハ丁號會社ヨリ、中等學校學生服ニハ地方長官又ハ丁號會社ヨリ、大學專門學校學生服ニハ文部省ヨリ夫々購入票ガ發行セラルルヲ以テ右ノ如キ衣料品ヲ購入スルニ際シテハ小切符ノ外ニ右ノ購入票ヲ必要トスルコト從來府縣織商聯ニ於テ發行シタル購入票ハ右購入票ト看做シ取扱フコト

十六、規則第十二條ノ適用ニ關シテハ

一、晒木綿(巾八寸長一〇尺モノ)
二、晒木綿(巾八寸長一〇尺モノ)
三、晒木綿(巾八寸長一〇尺モノ)
四、晒木綿(巾八寸長一〇尺モノ)
五、晒木綿(巾八寸長一〇尺モノ)

住者等ニ付テハ繼續シテ居住シ居リシ者ナリヤ否ヤヲ
審査セシメ交付ニ過誤ナキヲ期セラレ度尙衣料切符ノ
交付ハ現ニ居住セル市町村ニ於テ之ヲ爲スモノニシテ
本籍地市町村ニ於テ交付スルモノニ非ザルヲ以テ右ノ
點モ誤解ナキ様取計ラハレ度

十九、下士官が營外居住ヲ許サレタル場合ニハ歸還兵ト
同一ニ取扱ヒ、居住地ノ別ニ從ヒ新ニ衣料切符一枚ヲ
交付スルコト

二十、刑務所ニ於ケル未決拘禁者及豫防拘禁所ニ拘禁中
ノ者ニシテ其ノ者ノ家庭ニ衣料切符ノ交付ナキ爲衣料
品ノ調達ニ困難ヲ來セルモノアルトキハ當該所長ノ證
明書添付ノ上本人ヨリ所管市町村長ニ對シ衣料切符ノ
交付方ヲ申請スルコトニ相成居ルヲ以テ其ノ場合ニハ
市町村長ヨリ普通切符ヲ交付スル様指示アリタシ

二十一、(イ) 少年院ニ收容中ノ少年ニシテ退院後ニ於テ衣料切
符ノ交付ヲ受ケントスル時少年院長ノ退院證明書添付ノ上
少年院後援團體ノ世帯員トシテ衣料切符ヲ申込ヲ爲シタル
場合ハ隣組ヲ通ジ之ヲ交付スル様取計相成度
(ロ) 司法保護團體ニ收容中ノ少年ニシテ退院後ニ於テ衣料切
符ノ交付ヲ受ケントスル時少年審判所長ノ退院證明書ヲ添
附ノ上同團體ノ世帯員トシテ衣料切符ヲ申込ヲ爲シタル場

有效ノ分ハ一ケ年間有效ナルコト衣料記符ニ記載セラ
レ居ル通りナルニ一般消費者ニ於テハ此ノ點ヲ誤解シ
三月一日以降有效ノ小切符ハ八月一日以後ハ無効ナリ
ト解シ居ル向アルニ依リ適宜指導ヲ講ゼラレ度シ

二十四、同第十六條但書ノ市町村長ニ於テ衣料切符ヲ交
付スル必要ナシト認ムル者トハ差當リ左ノ者トスル様
管下市町村長ニ指示スルコト

既決ノ囚人、感化院、矯正院、養老院又ハ孤兒院ニ收
容中ノ者及兵營、學校、軍艦内等ニ居住スル下士官及
兵
其ノ他ノ者ニシテ交付ノ必要ナシト認メラルモノア
ル場合ハ地方廳ニ於テ適宜措置スルコト

二十五、同第十六條ノ規定ニ基ク出生兒ニ交付スル衣料
切符ニハ表紙左上部ニ〇ノ不減印ヲ押捺ノ上交付セシ
ムル様市町村長ニ指示スルコト

二十六、同第十七條ノ衣料切符交付標準ハ左記ノ通りニ
付右ニ依リ市町村長ニ指示スルコト

- (1) 婚約ノ整ヒタル女子
- 五枚以内(一枚ノミ制限小切符ヲ附シ他ハ切取ルコト)
- (2) 妊娠中ノ女子
- 一枚以内(制限小切符ハナル、晒ノミヲ殘シ他ハ切取

六
合ハ隣組ヲ通ジ之ヲ交付スル様取計相成度
(イ) 新ニ刑務所ヨリ釋放セラレタル者ニ付釋放地ノ保護團體
ヨリ刑務所長ノ出監證明書ヲ添付ノ上衣料切符ヲ申込ヲ爲
シタルトキハ本人ガ他ノ地區ニ歸任スル場合ニ於テモ之ヲ
交付スル様取計相成度

二十二、日本海運協會及近海汽船協會加盟船舶乘組員ハ
長期ニ互リ海上勤務ニ服シ居リ大部分ハ不在者トシテ
其ノ家庭ニ於テハ衣料切符ノ交付ヲ受ケ得ザルヲ以テ
之等ノ者ニ對シテハ日本海運報國團ニ於テ所要枚數ヲ
取纏メ東京、横濱、神戸、若松、小樽、廣島ノ各市長
ニ對シ交付方ヲ申請スルコトニ相成タルヲ以テ右御含
ミノ上當該市長ニ對シ取計方指示相成度

追而日本海運報國團ハ所管海務局ノ證明書ヲ添付ノ上衣料
切符ノ交付方ヲ申出アル筈ニ有之、又其ノ交付ヲ受ケタル
衣料切符ハ前記兩協會ヨリ所屬船舶ノ船主ヲ通ジ船員ニ交
付スル豫定ニテ其ノ切符ノ受拂ニ付テハ所管海務局ノ監督
ノ下ニ過誤ナキヲ期スルコトト相成居ルヲ以テ併セテ御含
ミ置キ相成度
尙全國機帆船海運組合聯合會加盟船舶乘組員ニ對シテハ各
道府縣ニ於テ可然交付方措置相成度

二十三、普通ノ場合ニ交付セラレル衣料切符ニ在リテハ
小切符ノ始期ハ二分セラレルモ小切符中二月一日以降

ルコト)

- (3) 外國ニ居住スル者ニシテ内地ヲ旅行スルモノ
三十點以内(制限小切符ハタオトル又ハ手拭一枚、足袋
又ハ靴下二足ノミヲ殘シ他ハ切取ルコト)
- (4) 火災、水害ノ罹災者
五枚以内ニ於テ實情(内一枚ノミ制限小切符ヲ附シ)
ニ依リ交付ノコト(他ハ切取ルコト)
- (5) 盜難ニ罹リタル者
一枚以内(制限小切符ハ全部切取ルコト)
- (6) 特別ノ事情アル者トシテハ差當リ左ニ該當スル事情ニア
ル者ノミトシ其ノ他ニ特別事情アリト認メラル者ヲ生ジ
タル場合ハ豫メ本省ニ打合セテ爲スコト
(イ) 大學専門學校等ノ卒業者ニシテ新ニ就職シタルモノガ
勤務上必要ナル衣料品ノ調達ヲ爲スニ與ヘラレタル點數
ノ範圍内ニテハ賄ヒ得ザル場合
六十四點以内(制限小切符ヲ切取ルコト)
- (ロ) 外國ノ大使、公使、總領事
二枚以内(制限小切符ハ切取ルコト)
- (ハ) (ロ)以外ノ外國外交官
一枚(制限小切符ハ切取ルコト)
從ツテ外國ノ外交官ハ大公使、總領事ハ合計三枚、其ノ
他ノ外交官ハ二枚ノ衣料切符ヲ交付セラルルコトトナル
- (ニ) 遺棄船員 二枚以内(制限小切符ハ一枚ノミトシ他

ハ切取ルコト

(ホ) 法令等ニ依リ制服ノ着用ヲ必要トスル職業ニ新ニ就職シタル者ニシテ與ヘラレタル點數ノ範圍内ニテ所要ノ衣料品ヲ賄ヒ得ザル者

二枚以内(但シ眞ニ不足ト認メラルル點數ニ限リ制限小切符ハ切取ルコト)

(ニ) 戦地ヨリ歸還シタル軍人、陸海軍ニ於ケル學校ノ卒業者又ハ下士官ニシテ營外居住ヲ許サレタル者ニシテ從來衣料ヲ軍ヨリ支給セラレ居リタル爲寢具、衣服等ヲ與ヘラレタル點數ノ範圍内ニ於テハ賄ヒ得ザル場合

特ニ衣料切符ヲ交付スル際ニハ

(1) 場合ハ兩親、媒酌人又ハ相手方ノ婚約成立ノ證明書

(2) 場合ハ醫師又ハ産婆ノ妊娠五ヶ月以上ナル旨ノ證明書

(3) 場合ハ外國人ニハ第十八條ノ規定ニ依ル證明書、日本人ハ外國ニ居住セル旨ヲ明示スル何等カノ資料

(4) 及(5)ノ場合ハ罹災者ナル旨ヲ市町村、警察署等ノ證明書

(6) (イ)ノ場合ハ卒業證明書及就職證明書
(ロ)ノ場合ハ所管海務局ノ證明書
(ハ)ノ場合ハ新規採用シタル旨ヲ採用者ノ證明書

二十九、同第十九條ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ府縣令告示等ニ依リ定ムルコトトシ左ノ如キ規定ヲ定スコト

(1) 衣料切符ノ交付手續

(2) 第十七條ノ衣料切符ノ交付標準

(3) 市町村ニ對シ一定ノ帳簿ヲ備ヘシメ衣料切符ノ交付及道府縣ヨリノ受入ヲ記録セシムベキ規定(交付ニ付テハ其ノ理由ヲ明細ニ記セ入シムルコト)

(4) 市町村ノ交付事務ニ付道府縣係官ガ常ニ検査監督スル旨ノ規定(交付事務ノ適正迅速ニ行ハレツツアリアヤ否ヤヲ監査シ殊ニ残存切符ノ枚數ト帳簿殘ニ付現物ニ依リ照合ヲ怠ラザルコト)

(5) 其ノ他地方長官ニ於テ必要ト認メタル事項

三十、同第二十條ノ業務用衣料品購入票ハ地方長官自ら發行シ已ムヲ得ザル場合ノ外ハ團體等ニ委託セザルコト團體ニ發行セシムル場合ハ成可ク市町村長、織維需給調整協議會支部等ヲ指定スルコト

業務用衣料品購入票ハ差當リ左ノ場合ニ發行スルコト
(1) 工場、鑛山、農山漁村ノ労働者ニ對シ特別ニ労働作業衣手拭又ハ軍手ヲ配給スル場合
(2) 理容業者、旅館、ホテル、料理屋、病院等ニ對シ手拭タオル、刈布、浴衣、敷布、蒲團等ヲ配給スル場合
(3) 劇團、撮影所等ニ對シ衣裳ヲ配給スル場合

同(ハ)ノ場合ハ歸還軍人又ハ軍ノ學校卒業者タルコト等ヲ證スル書類ヲ提出セシムルコト尙婚約ノ成立セル女子ニ衣料切符ヲ交付シタルトキハ衣料切符交付簿ニ其ノ旨ヲ記入セシメ一度交付済ノ女子ニ對シテハ再交付セザル様前居住地等ニ付調査ヲ爲サシムル等適宜ノ措置ヲ講ゼシムルコト

二十七、規則第十七條ノ規定ニ依リ交付スル衣料切符(印)衣料切符ニハ(イ)印ノ下部ニ左記ノ不減符號印ヲ押捺ノ上交付セシムル様市町村長ニ指示スルコト

(1) 婚約ノ整ヒタル女子ニ交付スルモノニハ(イ)印
(2) 妊娠中ノ女子ニ交付スルモノニハ(ロ)印
(3) 外國ニ居住スル者ニシテ内地ヲ旅行スルモノニ交付スルモノニハ(ハ)印

(4) 火災、水害ノ罹災者ニ交付スルモノニハ(ニ)印

二十八、規則第十七條ノ規定ニ基キ特別ニ衣料切符ヲ交付スル場合ニ於ケル特別ノ事情ニ關シテハ其ノ發生時期ガ一月二十日以前ナル場合例ヘバ婚約ノ整ヒタル女子ニシテ婚約ハ整ヒタルモ二十日迄ニハ未ダ準備ノ完了セザル場合ノ如キ又火災、盜難等ノ罹災者ニシテ其ノ罹災ノ事實ガ未ダ繼續シ二十日迄ニ充分衣料品ノ調達ヲ爲シ得ザル場合ノ如キニ在リテハ尙特別ニ切符ヲ交付スベキモノナルニヨリ夫々具體的の事情ヲ慎重考慮ノ上切符ヲ交付スルヤウ市町村長ニ指示スルコト

(4) 職業野球團ニ對シニホームヲ配給スル場合
(5) 工場、鑛山、會社等ノ施設トシテ使用スルモノ(例ヘバ防空暗幕、カーテン生地等)又ハ其ノ備品トシテ不特定人ニ使用セシムルモノ、即チ宿直用又ハ寄宿舎ニ於テ勤務奉仕團、被徵用者若ハ新規採用者等ニ貸與スル夜具蒲團、特設防護員ニ貸與スル防冲服及學校等ノ教材ニシテ生徒ノ衣料品トシテ自家使用ニ充テ得ザルモノ(例ヘバ洋裁學校ノ部分縫用布ノ如キモノ)等ニ對シ發行スル場合
尙以上ノ如キ場合ニ於テモ一度限りノ措置ニテ完了スルガ如キ事例ハ成可ク公共團體ト同様ニ地方長官ニ於テ規則第十一條ノ許可ヲ與フル様致度

三十一、從來特免綿製品其ノ他ニシテ道府縣別配給數量ヲ當省ヨリ指示シ居リタルモノ以外ノ衣料品ノ業務用配給數量ハ差當リ當省ヨリ指示セザルヲ以テ貴道府縣ニ對スル中央ヨリノ配給量竝ニ管下卸商及小賣商ノ手持量特ニ斟酌ノ上業者ノ實績其ノ他ヲ考慮シテ適當數量ヲ査定ノ上業務用衣料品購入票ヲ發行セラレ度シ尙當省ヨリ道府縣別配給數量ヲ指示スルモノニ付テハ右數量ノ範圍内ニ於テ管下ノ實情ニ即シ一般消費用ト業務用トノ間ノ數量ヲ區別シ一般消費ヲ濫リニ壓迫セザル限度ニ於テ業務用衣料品購入票ヲ發行スル様取計ヲハレ度シ

九

三十二

物品ニ使用スル纖維製品ニシテ規則第十一條第一項ノ衣料品ニ該當スルモノニ付テハ今般ハ特別ノ配給方法ヲ購ゼザレバ入手シ得ザルヲ以テ之等ノ業者ニ對シテハ至急團體ヲ結成セシメ其ノ實績ヲ調査シタル上貴府縣ニ配給セラレル纖維製品中ヨリ適當ニ査定シタル數量ヲ割當テ業務用衣料品購入票ヲ發行シテ購入セシムル採取計ヲフコト

三十三

同第二十五條ノ規定ニ關聯シ別表丁號ニ掲グルモノニ對シ業種別、地域別、組合別等ニ依リ衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ爲ス者ノ口座ヲ設ケタル帳簿ヲ備付ケシメ之等ノ者ニ對スル衣料品ノ配給ハ其ノ送付ヲ受ケタル小切符ノ總點數ノ範圍内ニ之ヲ止ムル採取計ハシムルコト

但シ季節等ノ關係ニ依リ一時的ニ需要増加ヲ豫想セラレル場合ハ一定限度ノ貸越ヲ認ムルモ差支ナキコト

三十四

規則第十一條ノ許可ニ依リ販賣シタルモノニ付テハ丁號會社ニ對スル報告義務ナキモ便宜第二十五條ノ規定ニ準ジ報告セシムル外新規商品ノ仕入ニ付テハ許可ニ依ル販賣數量ニ對シテモリンクセシムル採取計ヲセラレ度シ

生地ノ儘消費者ニ販賣セララルモノモ第十一條但書第五號ニ依リ衣料切符ノ適用ヲ受ケザルモノトシテ取扱ハレ度シ、尙遺族ニ於テ生地ヲ買入レ經帷子等ヲ作ル風習アル地方ニ於テハ適當ナル商店ニ對シ之ニ必要ナル生地ノ適當量ヲ業務用衣料品購入票ニテ買入レ置カシメ遺族ニ對シ販賣セシムル採取計ヲウコト

三十八

中古衣類（古着、古洋服等ノ外再生品モ含ム）ニ付テハ各府縣ニ至急商業組合ヲ設立セシメ之ガ仕入及販賣ニ付組合ニ登錄セシムル等ノ方法ニ依リ統制ヲ取ラシメ且業者ガ中古衣料品販賣ノ際引換ヘタル小切符等ハ右組合ニテ取纏メ之ヲ丁號會社ニ送付セシムル採取計ヲフコト

尙中古衣類ノ販賣業者ニハ所謂古着屋ノ外古物商モ含マレ居ルヲ以テ組合結成ニ當リテハ有資格者ニ付充分審査スルト共ニ役員ノ選任等ニ付テモ業界全般ヲ見テ公正ニ措置相成度商業組合ノ既ニ設立セラレ居ル場合モ右ノ實情ニ依リ未加入者ノ加入促進、組合陣容ノ健全シ等ヲ行ヒ公正ナル運営ヲ爲サシムル採取計相成度尙將來之等ノ業者ガ中古衣類ノ仕入レヲ爲ス場合ハ其ノ引換ヘタル小切符ノ總點數ノ範圍内ニ留メシムル採取計ニ於テ統制ヲ圖ラシメ思惑等ニ依ル不當ナル仕入

三十五、同第三十二條ノ規定ニ依リ別表丁號ニ掲グル者ヨリ報告書ノ提出アリタルトキハ遲滞ナク其ノ寫ヲ商工大臣ニ送付スルコト

三十六、布帛製品ニ付テハ所謂製造卸業者トシテ下請業者ニ製品ノ貨製造ヲ爲サシムル外他ヨリモ製品ノ仕入レヲ爲シ之等ノ製品ヲ一括シテ卸販賣ヲ爲シ居ル者多數有之製造業者ナリヤ販賣業者ナリヤノ判別困難ナル事情ニ有之ヲ以テ如斯業者ノ手持品ニ對シテハ規則第九條ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者トシテ同條ニ依リ特定機關ノ指示又ハ地方長官ノ許可ニ依リ處理相成様致度

三十七

葬祭用具布（經帷子、祭壇用布、骨袋等ニ用フルモノ）ニ付テハ從來之等ノ葬祭用具ヲ製造シ居リタル實績ヲ有スル者ニ對シ業務用衣料品購入票ヲ發行シ生地ヲ購入セシメ其ノ製品ニ對シテハ規則第二十五條第五號ニ依リ許可ヲ與ヘ販賣セシムル採取計ヲウコト

生地ノ儘葬祭用具トシテ使用スルモノニ付テハ生地ノ購入實績アル者ニ對シ業務用衣料品購入票ヲ發行シ之ガ入手方ヲ計ラシムルコト

レヲ抑制スルコト

質屋、貸衣裳屋等ニシテ古着商ヲ兼ヌル者ハ總べて之ヲ右商業組合ニ加入セシメ組合ノ統制ニ從ハシムルト共ニ之等ノ者ヨリ賣却セララル中古衣類ハ質屋組合等ノ統制ノ下ニ原則トシテ右商業組合員ニ販賣セシムル採取計ヲレタシ、（市町村營ノ公益質屋ガ其ノ流失物ヲ消費者ニ販賣スル場合ハ勿論衣料切符ヲ必要トスルモノナルヲ以テ成可ク流質物ニ付テハ一般ノ質屋ト同様ニ處分セシメラレ度ク法規等ノ關係ヨリ已ムヲ得ズ消費者ニ販賣シタル場合ニ引換ヘタル小切符ハ之ヲ丁號會社ニ送付セシメラレ度シ）

追而中古衣類ノ道府縣内ニ於ケル統制ハ道府縣商業組合ニ於テ之ヲ行ヒ道府縣相互間ノ統制ハ全日本中古衣類商業組合聯合會ヲシテ之ヲ行ハシムル豫定ニ付爲念

三十九

規則第八條ト同第十一條但書第二號トノ關係ニ於テ規則第八條ノ規定ニ依レバ小賣商間ノ取引ハ禁止セラレ居ルモノ第十一條但書第二號ノ規定ニ於テハ之ヲ許容スルモノト解セラレルヲ以テ兩者矛盾スルモノニ非ズヤトノ解釋上ノ疑義アルモノ第十一條但書第二號ノ規定ハ單ニ業者間ノ取引ニ於テハ切符ヲ必要トセザル

二、第十一條ノ衣料品ヨリ除外ノモノ

- 1、蒲團袋
- 2、蚊帳
- 3、袱紗、茶袱紗
- 4、クツシヨン、敷物
- 5、カーテン、防空暗幕、テーブル掛、日除
- 6、洋傘類
- 7、製綿、衛生綿
- 8、編レース生地
- 9、テープ、リボン、リ、アン、紐類、ベイヤステープ
- 10、枕、空氣枕、枕カバー
- 11、花緒
- 12、ガーター、ズボン吊、乳バンド、コルセット、腕締サツ
- 13、ボイ、ターバンド等
- 14、ヘヤーネット、ナイトキャップ
- 15、子守バンド、おしめカバー、おぶい紐
- 16、布バンド、柔道帯
- 17、花嫁用角カクシ、手柄、頭髪用鹿ノ子

旨ヲ規定スルモノニシテ配給経路即チ取引ノ能、不能ヲ規定スルモノニ非ズ取引ノ能、不能ノ配給ノ経路ヲ規定スル第八條ニ依リ決セラレベキモノニシテ第八條ハ小賣商間ノ取引ヲ禁止スルモノナリ、從ツテ第十一條但書第二號ハ衣料品ニシテ同時ニ指定纖維製品タルモノハ丙丁↓小賣商組↓小賣商等ノ縦ノ業者間ニ於テ取引スル場合或ハ第八條但書ノ規定ニ基キ取引スル場合ニ於テ切符ヲ要セザル旨ヲ規定セルモノナリ

四十、規則第十一條規定ニ依レバ小賣業者ガ衣料品ヲ無償譲渡(贈與)スル場合ニハ衣料切符ヲ要セザルコトトナルモ斯カル場合ニ規則第二十四條トノ關係ニ於テ小賣業者ガ贈與スル分ニ付テ自己ノ衣料切符ヨリ小切符ヲ截リ取ル必要アヤ否ヤノ疑義アルモ、製造業者ノ場合トノ均衡上衣料切符ヨリ小切符ヲ截リ取ル必要アリト解スルヲ妥當ト認メラルヲ以テ右ニ解釋ノ統一ヲ圖ラレ度シ

四十一、官廳用品ハ原則トシテ二府縣以上ノ區域ヲ管轄スル官廳ノ場合ニ在リテハ商工大臣ノ許可ニ依リ中央ノ配給機關ヨリ、一府縣内ヲ管轄スル官廳ノ場合ニ在リテハ當該地方長官ノ許可ニ依リ丁號會社又ハ小賣商ヨリ購入セシムル方針ナルヲ以テ右ニ依リ措置相成度

- 17、腕章、鉢巻、肘カバー
- 18、慰問袋
- 19、毛皮チヨツキ
- 20、帽子類、頭巾、帽子カバー
- 21、裨ニ貼付タル紹刺布
- 22、布帛製玩具類
- 23、製鐵工場等ニ於テ使用スル布製特殊手袋
- 24、擬革布
- 25、釣糸用糸、風糸(縫糸ニ用ヒ得ザルモノ)
- 26、運動靴、地下足袋
- 27、帯、帯枕、百合姿、和服カラー、セルロイド製カラー
- 28、布帛製袋物
- 29、重掛
- 30、バフ
- 31、レンズクリナー
- 32、編帶、ガーゼ
- 33、相撲用褌、化粧廻シ
- 34、墨縁
- 35、襪
- 36、襟カバー
- 37、幟、旗
- 38、月經帶
- 39、マスク、眼帶

三、質疑應答

問 織物の範圍

答 一、織物の纖維別種類は毛を重要割合に於て一割以上含むものは毛織物とし其の他の織物に付ては昭和十三年四月十二日附一三工第二六四七號次官通牒に依ること

二、カゼイン纖維はステープルファイバーとして取扱ひ從てカゼイン纖維織物はステープルファイバー織物として取扱ふ

三、エムプロイダリレース生地は織物とす

四、幅五吋未満の織物は本規則の織物より除外す

五、合成纖維織物、グラスファイバー織物、ロックウール織物及石綿織物は本規則の織物より除外す

六、絨氈としてのみ用ひらること明瞭なる織物は本規則の織物より除外す

七、片面ゴム引布及二枚の布をゴム等にて貼合せた

るものは織物として取扱ふも両面ゴム引布は織物として取扱はず

八、織物に油引其の他の加工を施したるものにして柔軟性を失はざるものは織物として取扱ふ但し凝革と見做さるるものは織物として取扱はず

九、一枚の布と一枚の紙とを貼合せたるものは織物として取扱ふ

布帛製品の範囲

布帛製品とは織物（織物の範囲は前記に依る）を原料又は材料として裁縫加工を施したるものにして繊維製品として認めらるるものを謂ふも左の製品は布帛製品として取扱はず

地下足袋（布底のものを除く）運動靴（布底のものを除く）フェルトスリッパ、草履、花緒、指輪、眼鏡等のケース類、梓付ランブシェード、玩具、人形洋傘、墓口

縫糸の範囲

綿縫糸、絹縫糸、カタン糸、仕附糸等の普通の所謂縫糸は一切含まれ其の他刺繡糸、紹刺糸も縫糸として取扱ふ但し疊縫糸、靴縫糸（絹縫糸を除く）釣糸、風糸等は縫糸として取扱はず

靴下足袋の制限小切符の適用範囲

靴下、ソクレット、學童用ソクレット、靴下足袋、足袋（甲馳の無きものも含む）は制限小切符を要するも足袋下、足袋カバー、靴下カバーは制限小切符を要せず但し靴下カバー又は足袋カバー等の品名にて販賣せられ居るものに在りても短靴下又は足袋と認めらるるものは制限小切符を要す尙運動足袋、布底地下足袋は足袋として取扱はず従て衣料切符制限小切符を要せず、又和装用ストッキング、野球用ストッキングは靴下として取扱はずして脚絆として取扱ふ

ネルの範囲

綿織物又はス・フ織物の小幅ネル幅ネル全部を含み制限小切符一枚にて小幅ネルは鯨尺七尺二寸幅幅ネルは一・五碼を販賣し右何れを販賣する場合に於ても其の點數は六點とす尙小幅ネルは着尺物なるを以て成るべく制限小切符二枚又は四枚にて半反又は一反として販賣せしむること

晒の範囲

綿織物の手拭地、金巾、天然及ス・フ織物の小幅地モスリン金巾、天然の漂白（糊付を含む）したるも

のを謂ひ制限小切符一枚にて小幅物は鯨尺一〇尺幅幅物は二平方碼を販賣し右何れの場合に於ても其の衣料小切符の點數は一〇點とす尙制限小切符三枚にて小幅物一反を販賣する場合（小幅モスリンは主として和服の裏地用なるを以て成るべく制限小切符三枚にて一反として販賣せしむること）の衣料小切符の點數は二四點とすること

問 織物を縦に裁断し販賣する場合の衣料小切符の點數

截断したる織物の幅が九吋以上の場合には普通の織物と同様に取扱ひ従て例へば二幅織物を小幅織物に截断し反賣又は尺賣する場合の點數は二四點又は長さ

に相當する點數とし九吋未満の場合は一平方尺一點とすること

問 カーテンを注文したる場合は衣料小切符を要するや

織物を購入しカーテンを裁製せしむる場合は其の織物の要尺の點數を要す

問 表地又は表地及裏地等の提供を受け衣料品の仕立販賣を爲す場合の衣料小切符の點數

一、表地の提供を受け裏地附屬地等を使用して衣料品の仕立販賣を爲す場合に於て裏地、附屬地等が全部純絹物なるとき又は芯地は純絹織物に非ざる

も夫れ以外の裏地附屬地等が純絹織物なるときは其の衣料品の點數は商工省告示衣料品點數表の織物類の(三)に掲げられたる製品に在りては當該點數の四分の一、右以外の製品に在りては裏、附屬等に使用したる織物の要尺の點數（織物の種類別、品種別に要尺を算出して採點し純絹織物に付ては其の要尺の點數の四分の一の點數とすること）とすること但し織物類の(三)に掲げられたる製品に在りては其の點數を當該點數迄に留むること

二、表地と一部の裏地附屬地等の提供を受け一部の裏地附屬地等を使用して衣料品の仕立販賣を爲す場合に於ける衣料品の點數は裏、附屬等に使用したる織物の要尺の點數（織物の種類別、品種別に要尺を算出して採點し純絹織物に付ては其の要尺の點數の四分の一の點數とすること）とすること但し織物類の(三)に掲げられたる製品に在りては其の點數を當該點數迄に留むること

三、表地の提供を受け裏地附屬地等を使用して織物類の(四)に掲げられざる裏料品の仕立販賣を爲す場合に於て裏地附屬地（芯地を除く）等全部に純絹織物を使用せざるときはその衣料品の點數は前號の採點方法に準じ計算すること

四、表地又は表地及裏地附屬地等の提供を受け衣料品の仕立販賣を爲す場合に於て裏地附屬地等を全然使用せざるときは衣料小切符を使用せず

問 絨氈地を尺賣する場合

主として絨氈に用ひらるるも其の他にも使用せらるる生地の場合には其の切賣の長に應じ所要の衣料小切符の引換を要するも絨氈としてのみ用ひらるること明瞭なる生地は本規則の織物より除外することとなり居るを以て此の場合には衣料小切符の引換を要せず

問 眞綿チヨツキは衣料品なりや

眞綿チヨツキは第二條の指定纖維製品の布帛製品には該當せざるも第十一條の衣料品に列擧せられたる製品は其の生地等に付別段限定せられ居らざるを以て眞綿チヨツキは普通のチヨツキと同様衣料品なり尙眞綿チヨツキの衣料品に付注意すべきは眞綿チヨツキは純絹製品なるも商工省令「絹織物等表示に關する件」の絹製品に非ざるを以てチヨツキの點數の四分の一の點數とならざることなり

問 縫糸の衣料品點數の計算方法

縫糸は一〇匁迄一點にして絹縫糸の場合には其の點數の四分の一の點數となり居るも其の採點方法は一〇

匁毎に計算することとし従て例へば絹縫糸四〇匁の場合の點數は四〇匁の點數四點の四分の一即一點とせず一〇匁の點數一點の四分の一即〇・二五點端數を切上げて一點の四倍の四點とす
尙品種、番手、色等の異なる各種の糸を同時に販賣する場合の點數は品種別、番手別、色別の個々に採點することなく其の合計の目方に依り採點す従て例へば綿縫糸八匁絹縫糸二匁販賣する場合の點數は一點なり

問 小幅織物一反四丈物の衣料品の點數

鯨尺三丈三尺迄の小幅物一反の點數は二四點にして三丈三尺を超ゆる場合は超ゆる部分に付鯨尺一尺一點の割合を以て計算したる點數を加算す
従て一反四丈物の點數は三一點となり純絹織物の四丈物の點數は其の四分の一の八點となる尙小幅織物の六丈物の場合に於ては右の如き採點方法を爲さず之を二反として四八點とし純絹織物の場合は其の四分の一即一二點とす
又鯨尺二丈四尺以下の小幅物一反の場合は之を一反として取扱はず尺賣の場合と同様の取扱ひを爲す

問 小幅純絹織物一〇尺販賣する場合の點數

答

小幅織物尺賣の場合は一尺一點の割合を以て計算したる點數とし純絹織物の場合は其の點數の四分の一の點數とす、此の場合の計算方法は初めに一點を四分の一とすることなく販賣したる長に相當する點數の四分の一とする従て小幅純絹織物一〇尺の點數は三點となる尙廣幅純絹織物を尺賣する場合も右と同様の計算方法に依り採點す

問 ゴム引布を以て製造したるレインコート、雨合羽、前掛、エプロン、涎掛、モジリ等は衣料品なりや

両面ゴム引布を以て製造したる製品は衣料品として取扱はざるも片面ゴム引布、及二枚の布をゴムにて貼合せたるものを以て製造したる製品にして衣料品に指定せられ居る製品は總て衣料品として取扱ふ但し水産用其の他労働用のゴム引布製雨合羽は衣料品として取扱はず

問 製鐵工場に於て使用する手袋、前掛は衣料品なりや

製鐵工場に於て使用する災害防護用の特殊の手袋、前掛は衣料品として取扱はざるも右以外の普通の手袋、前掛は衣料品なり

問 經帷子は衣料品なりや

普通の經帷子は衣料品として取扱はざるも着物と同

様の經帷子は衣料品として取扱ひ着物の點數と同點數とす尙普通の經帷子又は經帷子用生地は業務用として葬具屋又は葬具屋の無き町村に於ては適當の呉服商に相當量を常時保有せしめ必要家庭に對し販賣せしむることとし其の販賣の場合は衣料切符を要せざるものとす

問 千人針は腹巻として取扱ふも差支なきや

千人針は腹巻として取扱ふも差支なきや
(4) 千人針用布(兩端を縫ひたるものを含む)は其の長に依り點數を計算す
(5) 腹巻(紐付)のものは腹巻とし六點

問 和式水練着は何れの品目に屬すべきや

和式水練着は何れの品目に屬すべきや
肌着及身廻用品類の肌褌袴として取扱ひ八點
子供メリヤススーツは如何に取扱ふものなりや
上下揃のものに限り洋服類の子供服として取扱ひ一二點とし上下個々に販賣する場合は上衣はジャケツトとして一〇點ズボンハレギンスとして五點とす

問 幼児服(ブルマー付)の取扱ひ如何

幼児服(ブルマー付)の取扱ひ如何
洋服類の子供服として取扱ひ一二點
子供パンツ・スカート(七―八歳向のものを含む)は子供服に含まるるか
洋服類の學童服のズボン又はスカートと同様に取扱

問 子供服に含むるか

洋服類の學童服のズボン又はスカートと同様に取扱

問 洋服類の學童服のズボン又はスカートと同様に取扱

洋服類の學童服のズボン又はスカートと同様に取扱

問 洋服類の學童服のズボン又はスカートと同様に取扱

ひ五點
子供ハーフコートは何類に属すべきものなりや

答 洋服類の學童服上衣に含まれ一二點とす

問 子供オーバー、子供スワガーコートは學童用外套として取扱ひ差支無きや

答 何れも子供外套として一七點

問 椅子蒲團はクツシヨンとして除外なりや

答 椅子蒲團は座蒲團として取扱ひ一枚六點とす

問 呉服細工は衣料品として取扱はるや

答 衣料品として取扱ひ呉服細工に使用せられ居る製品の點數とす

問 トレイニングシャツ、テニスシャツ、トレイニングパンツ、テニスパンツ、水泳パンツ等の運動用品の取扱方如何

答 (イ)トレイニングシャツ、テニスシャツは肌着及身廻用品類の長袖シャツ又は半袖シャツとして取扱ひ長袖のものは一二點、半袖のものは六點とす
(ロ)トレイニングパンツ(上部はゴム縞のもの及裾を括り得るもの)は運動用品類の運動用パンツに含まれ六點
(ハ)テニスパンツは普通のズボン型のもの洋服類の

ズボンとして取扱ひ一五點穿込型のもの運動用品類の運動用パンツとして六點とす

(ニ)水泳パンツは肌着及身廻用品類の猿股と同様に取扱ひ四點

(ホ)ハイキングパンツは洋服類の運動服のズボンに含まれ一五點

問 ランニング足袋は足袋として取扱ひ差支無きや

答 ランニング足袋は足袋として取扱はず従て衣料切符を要せず

問 和式タオル寝巻の取扱ひ如何

答 和服類の單衣同様に取扱ひ二四點

問 三分紐(帯締の長に切りたるもの)は帯締に含まるや

答 肌着及身廻用品類の帯締として取扱ひ一本一點

問 労働用上衣として配給さるるジャムパーも労働作業衣として取扱ひ差支なきや

答 肌着及身廻用品類のジャムパーとして取扱ひ二〇點

問 子供ブラウスの取扱如何

答 洋服類のブラウスとして八點とす(裾にゴム蕊を入れざるものにして帯締をなすものを含む)

問 背伏は衣料品として取扱ふものなりや

答 背伏は衣料品として取扱ひ面積換算に依り鯨尺一平方一點と割合を以て點數を計算す

問 兒帶は何點なりや

答 兒帶は輕裝帶として取扱ひ一本一五點とす

問 學童服にしてワンピースのものも學童服として差支無きや

答 洋服類の婦人ワンピースと同様に取扱ひ一五點とす

問 刺繡糸は縫糸に含まるか

答 家庭用品類の縫糸に含まれ一〇返迄一點

問 既製品に附属せるカラー、襟、ネクタイ等は別に點數を要するものなりや

答 商習慣上附属品として製品に附属せるものは別に點數を要せず

問 ズロース型月經帶は衣料品なりや

答 ズロースと月經帶兼用のものにしてゴム附属部の取外し出来得るものは肌着及身廻用品類のズロースとして取扱ひ四點とし、月經帶専用のは衣料品に非ず

問 女學生の體操用パンツは何れに属すべきか

答 運動用品類の運動用パンツとし六點

問 女學生の取換用ウエストは何れの製品に含まるや

答 肌着及身廻用品類の袖無しシャツとして取扱ひ六點

問 一つ身の取扱如何

答 和服類の産着と同様に取扱ひ六點

問 日本舞踊の手拭は普通の手拭に含まるのか

答 要尺に依り點數を計算す

問 ストッキング(底無)は靴下として取扱ふべきものなりや

答 作業被服類の脚絆として取扱ひ二點

問 軍用品以外の軍服は何れに含まるや

答 洋服類の團服と同様に取扱ひ三二點とす

問 一つ身、抱夜着は夜着として取扱ふものなりや又はオクルミとして取扱ふものなりや

答 オクルミとして取扱ひ六點とす

問 裏襟又は伊達重ねは何れの製品に含まるや

答 何れも半襟として取扱ひ一點とす

問 座蒲團地を座蒲團一枚分切賣するときは座蒲團側として取扱べきや又は長に依り點數を計算すべきや

答 座蒲團側として一枚分六點とす

問 外商行商の證明法

答 外商行商の組合の證明に依る

問 證據品押收品等の處置

答 原則として丁號會社に販賣することとし事情に依りては小賣商に販賣するも差支なし

問 學校、試験所、研究所等に於ける試作品の處置

答 原則として丁號會社又は關係小賣商業組合に譲渡せしむること尙職員に對し販賣する場合に於ては衣料小切符(制限小切符を必要とする衣料品にありては衣料小切符と制限小切符)との引換のこと

問 下士官にして營外居住を許された者に對する衣料切符の交付如何

答 市町村長は普通の衣料切符を交付する外營の衣料切符一枚を交付することを得

問 洋服商の業務用縫糸の配給方法

答 洋服商業組合が丁號會社より縫糸の配給を受け自治的に組合員に對し割當配給をなす

問 小賣商間の衣料品の賣買如何

答 第二條の指定纖維製品に該當する製品は賣買不可なるも該當せざる製品の賣買は自由なり

問 慰問品を購人する場合は衣料切符を要せざるや

答 公共團體等に於て一括購入するものに付ては地方長官の許可に依ることとして般には除外なし

問 洋服、ワイシャツ等の修繕業者の修繕用布の配給方法

法

答 洋服、ワイシャツ等の修繕業者は店頭製造販賣業者と同様に取扱ひ關係商業組合に加入せしめ丁號會社より組合を通じ生地の配給を受けしむること

問 業務用衣料品購入票により購入せる生地等を其の儘販賣し差支なきや

答 業務用衣料品購入票により購入したる生地等を其の目的以外に使用し又は販賣することを得ず

問 古布等を以て製造せる衣料品の取扱如何

答 中古品として取扱ひ之を販賣する場合は衣料切符を要す

問 寄宿舎に起居する者と實家との衣料切符の融通如何

答 同一世帯に非ざるを以て衣料切符の融通不可

問 七、八歳迄の衣料品の寸法如何

答 大體に於て常識的判斷に依ることとし足袋は八文、靴下は一七種以下とす

問 出征將校に自家より衣料品を送附する場合

答 家族の衣料切符より購入すること但軍用品を購入する場合は此の限に非らず

問 滿洲等へ移民するに際し必要な衣料品を調達する場合特別に衣料切符を交付せらるるや

答 與へられたる衣料切符の範圍内に於て調達することとし必要量調達し得ざる場合に於ては必要限度の特別衣料切符を交付す

問 繪絹を販賣する場合は衣料切符の引換を要するや

答 繪絹は織物なるを以て衣料品として取扱ふも書家畫家等に對しては業務用衣料品購入票を發行し之を購入せしむること

問 「レース」は衣料品なりや

答 編レース生地は衣料品に非ざるも編レース製品にして衣料品に指定せられたるもの(例へばレース製の手袋、ショール)は衣料品なり、尙エムプロイダリレース生地及同製品にして衣料品に指定せらるる製品は衣料品なり

問 運動シャツ、運動パンツの範圍

答 主として運動用のみに使用するものを謂ひ一般的にも使用せらるるものは運動用シャツ運動用パンツとして取扱はず

問 岩田帯の取扱如何

答 腹巻として取扱ふ

問 襟芯、帶芯等は衣料品なりや

答 織物の切賣りと同様に取扱ひ其の面積換算(鯨尺一

平方尺一點)により衣料切符を要す

問 制限小切符に記載の數量以下の數量を販賣する場合

答 制限小切符に記載の數量を販賣する場合と同様に制限小切符の引換を要す

問 工場、會社等が職員に對し作業衣事務服を支給する場合

答 工場、會社が現在の手持を支給する場合に於ては衣料切符を要せざるも有償にて賣渡す場合は衣料切符の引換を要す尙今後工場、會社等が職員に支給する衣料品を購入する場合は職員各自の衣料切符を以て購入すること

問 衣料品を返却せる場合

答 切符の返却は認めず

問 衣料品の取換への場合に原則として新に衣料切符を要す但瑕疵汚損第に依り取換への場合に此の限に在らず

問 軍手は衣料切符を要せざるや

答 軍手を特に配給する場合は業務用衣料切符購入票を發行し之と引換へに軍手を販賣することとし右以外の場合に勿論衣料小切符と引換へに非ざれば軍手を販賣することを得ず

問 衣料品の交換の場合衣料切符を要するや

答 婦人團體等に於て不要品を交換する場合は衣料切符を要せざるも業者の仲介に依り又は古着屋等に於て衣料品を交換する場合は衣料切符を要す

問 織物と編レース又は手エレースとを以て製造したる製品例へばテーブルクロス等の如きものは布帛製品なりや

算 製品の織物の部分の面積が其の總面積の五割以上の場合は布帛製品とし五割未満の場合はレース製品とす

附 録

一、纖維製品配給消費統制規則

(昭和十七年一月二十日)

第一條 物資統制令ニ依ル纖維製品ノ配給、使用及消費ノ統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル
第二條 商工大臣ノ指定スル纖維製品(以下指定纖維製品ト稱ス)ノ製造ヲ業トスル者(別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グル者並ニ指定纖維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル者トシテ地方長官ノ指定スルモノヲ除ク)ハ其ノ製造シタル指定纖維

製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用(染、晒其ノ他ノ加工ヲ除ク)シ又ハ之ヲ別表甲號若ハ乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ原料又ハ材料ニ使用スルトキ
イ 御料品
ロ 軍用品
ハ 輸出品(關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルモノヲ除ク第十一條ノ場合ヲ除クノ外以下同ジ)
二 別表甲號又ハ乙號ニ掲グル者ノ指示ニ基キ他ノ物品ノ原料又ハ材料ニ使用スルトキ
三 左ノ各號ノ一ニ該當スル指定纖維製品ヲ讓渡スルトキ
イ 御料品
ロ 軍用品
ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ
四 纖維製品製造制限規則第二條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル者ニ讓渡スルトキ
五 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
第三條 別表甲號ニ掲グル者ハ其ノ製造シ又ハ前條ノ規定ニ依リ讓渡ケタル指定纖維製品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル指定纖維製品ヲ讓渡スルトキ
イ 御料品
ロ 軍用品
ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ
二 刺當票ト引換ヘニ讓渡スルトキ
三 纖維製品製造制限規則第二條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル者ニ讓渡スルトキ
四 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡スルトキ
五 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
第四條 別表乙號又ハ丙號ニ掲グル者ハ其ノ製造シ又ハ前二條若ハ第九條ノ規定ニ依リ讓渡ケタル指定纖維製品ヲ別表丁號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 左ノ各號ノ一ニ該當スル指定纖維製品ヲ讓渡スルトキ
イ 御料品
ロ 軍用品
ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ
二 刺當票ト引換ヘニ讓渡スルトキ
三 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡スルトキ
四 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
第五條 刺當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ刺當票ト引換フルニ非ザレバ指定纖維製品ヲ讓受ケタルコトヲ得ズ

第六條 刺當票ハ地方長官又ハ纖維需給調整協議會之ヲ發行ス地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ前項ノ刺當票ヲ發行スベシ
地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ第一項ノ刺當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ
第七條 別表丁號ニ掲グル者ハ其ノ製造シ又ハ前條若ハ第九條ノ規定ニ依リ讓渡ケタル指定纖維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノ(以下指定團體ト稱ス)及之ヲ組織スル販賣業者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
別表丁號ニ掲グル者ハ其ノ讓渡スル指定纖維製品ニ付三月毎ノ配給計畫ヲ定メ豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
前項ノ配給計畫ノ期間ハ當該配給計畫ニ付前項ノ承認ヲ受ケベキ者ガ別表丁號ニ掲グラレタル日ノ屬スル月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス
第八條 指定團體ハ別表丁號ニ掲グル者以外ノ者ヨリ、指定團體ヲ組織スル販賣業者ハ當該指定團體及別表丁號ニ掲グル者以外ノ者ヨリ販賣其ノ他賣渡ノ用ニ供スル指定纖維製品ヲ讓受ケタルコトヲ得ズ但シ第九條ノ規定ニ基キ同條第一項ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ノ讓渡スル指定纖維製品ヲ讓受ケタル

場合、第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡スル指定纖維製
品ヲ讓受ケル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ
タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條

指定纖維製品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者(別表甲
號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グル者並ニ指定團體及之ヲ組織
スル販賣業者ヲ除ク)ハ別表乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グル者
ニ讓渡スル場合及別表乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グル者ノ指示
ニ從ヒ讓渡スル場合ヲ除クノ外其ノ指定纖維製品ヲ讓渡スル
コトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

イ 御料品

ロ 軍用品

ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ
ニ 割當票ト切換ヘニ讓渡アリタルモノ

ホ 第二條但書第五號、第三條但書第五號又ハ第四條但書
第四號ノ規定ニ依リ讓渡アリタルモノ

ヘ 毛製品ステールフアイバー等混用規則第一條但書、
第二條但書又ハ第三條但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可
ヲ受ケ製造シタルモノ

ニ 左ニ掲グル命令ノ適用ヲ受ケル指定纖維製品ヲ當該命令
ニ基キ讓渡スルトキ又ハ其ノ讓渡アリタル指定纖維製品ヲ
讓渡スルトキ

ス 本ト得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル衣料品ヲ讓渡ストキ

イ 御料品

ロ 軍用品

ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ
ニ 衣料品若ハ衣料品ノ原料若ハ材料トスル物品ノ製造若ハ
加工ヲ業トスル者又ハ衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル
者ニ其ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ノ用ニ供スル衣料
品ヲ讓渡ストキ

三 業務用衣料品購入票ト引換ヘニ賣渡ストキ

四 第二條但書第五號、第三條但書第二號若ハ第五號又ハ第
四條但書第二號若ハ第四號ノ規定ニ依リ賣渡ストキ

五 業務用衣料品購入票又ハ割當票ト引換ヘニ賣渡シアリタ
ル衣料品ヲ讓渡ストキ

六 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ賣渡ストキ

七 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

八 特ニ緊急ノ事由アルニ由リ警察署長ノ發給スル證明書ト
引換ヘニ之ニ記載シタル種類及數量ニ相當スル衣料品ヲ賣
渡ストキ

九 世帯ヲ同ジクスル家族ニ屬スル衣料切符ヲ使用シ又ハ他
人ノ委託ヲ受ケ其ノ者ニ屬スル衣料切符ヲ使用シテ衣料品
ヲ買受ケントスル者ニ其ノ衣料切符ヨリ賣渡サントスル衣

毛製品ステールフアイバー等混用規則

縮製品ノ販賣制限ニ關スル件

輸出縮製品供給統制規則

昭和十三年商工省令第六十二號

纖維製品製造制限規則

輸出入造縮製品供給統制規則

奢侈品等製造販賣制限規則

纖維屑供給統制規則

輸出品用原材料供給統制規則

三 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡スルトキ

四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

商工大臣又ハ地方長官ハ前項ノ指示ニ關シ必要ナル事項ヲ
命ズルコトヲ得

第十條 前條第一項ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル同者ハ條同項
ノ規定ニ基キ讓渡スル指定纖維製品ヲ讓受ケル場合ヲ除クノ
外同條同項ノ販賣其他賣渡ヲ業トスル者ヨリ指定纖維製品ヲ
讓受ケタルコトヲ得ズ

第十一條 商工大臣ノ指定スル纖維製品(中古品ヲ含ム以下衣
料品ト稱ス)ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者
ハ賣渡サントスル衣料品ニ付商工大臣ノ指定スル點數ニ相當
スル小切符(有効期間内ノモノニ限ル)ヲ買受人ニ屬スル衣
料切符ヨリ截取リ之ト引換フルニ非ザレバ當該衣料品ヲ賣渡

料品ニ付商工大臣ノ指定スル點數ニ相當スル小切符(有効
期間内ノモノニ限ル)ヲ截取リ之ト引換ヘニ當該衣料品ヲ
賣渡ストキ

衣料品ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ガ注文
者ヨリ衣料品ノ提供ヲ受ケ之ト自己ノ所有ニ屬スル衣料品ト
ヲ使用シテ衣料品ヲ製造シ之ヲ注文者ニ引渡ス場合ニ於テハ
前項ノ適用ニ付テハ當該衣料品ノ引渡ハ之ヲ當該衣料品ノ製
造ニ使用シタル自己ノ所有ニ屬スル衣料品(縫紉ヲ除ク)ノ
賣渡ト看做ス

第十二條 前條ノ規定ニ依リ小切符ト引換ヘ衣料品ヲ賣渡ス場
合ニ於テ當該衣料品ガ商工大臣ノ指定スルモノナルトキハ衣
料品ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ同條ニ
定ムル小切符ノ外當該衣料品ノ種類及數量ニ相當スル制限小
切符(有効期間内ノモノニ限ル)ヲ衣料切符ヨリ截取リ之ト
引換フルニ非ザレバ當該衣料品ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第十三條 衣料切符ハ商工大臣之ヲ發行シ市町村長(之ニ準ズ
ベキモノヲ含ム以下同ジ)之ヲ交付ス

衣料切符ハ甲種及乙種ノ二種トシ別記様式ニ依ル

第十四條 小切符ニシテ有効期間ノ記載ナキモノハ商工大臣ニ
於テ其ノ有効期間ヲ指定シタル場合ニ限リ其ノ期間内有效ト
ス

制限小切符ニシテ衣料品ノ種類及數量ノ記載ナキモノニ在リ

テハ其ノ衣料品ノ種類及數量ハ商工大臣ノ指定スル種類及數量トス

第十五條 乙種ノ衣料切符ハ商工大臣ノ指定スル地域ニ居住スル者ニ、甲種ノ衣料切符ハ其ノ他ノ地域ニ居住スル者ニ之ヲ交付ス

第十六條 市町村長ハ市町村(之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ノ区域内ニ居住スル者各請人ニ對シ衣料切符一枚ヲ交付スベシ但シ既決ノ請人其ノ他市町村長ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル者ニ對シテハ之ヲ交付セザルコトヲ得

第十七條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ其ノ申請ニ依リ衣料切符ヲ交付スルコトヲ得

一 婚約ノ整ヒタル女子

二 妊娠中ノ女子

三 外國ニ居住スル者ニシテ内地ヲ旅行スルモノ

四 火災、盜難其ノ他ノ災禍ニ依リ衣料品ヲ滅失又ハ毀損シタル者

五 其ノ他特別ノ事情アル者

市町村長前項ノ規定ニ依リ衣料切符ヲ交付スル場合ニ於テハ其ノ必要ト認ムル衣料品ノ數量ヲ超ユル數量ニ相當スル小切符又ハ制限小切符ハ之ヲ截取リテ衣料切符ヲ交付スベシ

第十八條 前條第一項第三號ニ該當スル外國人衣料切符ノ交付ヲ申請セントスルトキハ自國ノ政府(本邦ニ派遣セラレタル

大使、公使、總領事及領事ヲ含ム)ノ發給スル證明書ヲ市町村長ニ提示スベシ市町村長前項ニ掲グル者ニ對シ衣料切符ヲ交付シタルトキハ前項ノ證明書ニ其ノ旨ヲ記入スベシ

第十九條 本則ニ定ムルモノノ外衣料切符ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十條 業務用衣料品購入票ハ地方長官又ハ其ノ指定スル者若ハ團體之ヲ發行シ業務上衣料品ヲ必要トスル者又ハ其ノ組織スル團體ニ交付ス

地方長官ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ業務用衣料品購入票ヲ發行シ又ハ前項ノ規定ニ依リ指定スル者若ハ團體ヲシテ發行セシムベシ

前項ノ者又ハ團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ業務用衣料品購入票ヲ發行スベシ

第二十一條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第二十二條 割當票、衣料切符、截取リタル小切符及制限小切符並ニ業務用衣料品購入票ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受タルコトヲ得ズ

第二十三條 小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票ヲ引換ヘニ衣料品ヲ賣渡シタル者ハ當該小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票ニ引換後還滯ナク消印ヲ押捺スベシ

第二十四條 衣料品又ハ衣料品ノ原料若ハ材料トスル物品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル衣料切符ヨリ

使用セントスル衣料品ノ點數ニ相當スル小切符(有効期間内ノモノニ限ル)ヲ截取リ之ニ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ業務上衣料品又ハ衣料品ノ原料若ハ材料トスル物品ノ製造又ハ加工ヲ爲ス場合ヲ除クノ外其ノ製造若ハ加工ノ用ニ供スル爲買受ケ又ハ其ノ製造若ハ加工ノ用ニ供スル爲買受ケ又ハ其ノ製造若ハ加工ヲ爲シタル衣料品ヲ使用スルコトヲ得ズ

衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル衣料切符ヨリ使用セントスル衣料品ノ點數ニ相當スル小切符(有効期間内ノモノニ限ル)ヲ截取リ之ニ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ販賣其ノ他賣渡ノ用ニ供スル爲買受ケタル衣料品ヲ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ場合ニ於テ當該衣料品ガ第十二條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル衣料品ナルトキハ前二項ニ掲グル者ハ同項ニ定ムル小切符ノ外當該衣料品ノ種類及數量ニ相當スル制限小切符(有効期間内ノモノニ限ル)ヲ其ノ交付ヲ受ケタル衣料切符ヨリ截取リ之ニ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ當該衣料品ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十五條 前二條ニ掲グル者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ前二條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタル小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票ヲ取纏メ此等ト引換ヘ賣渡シ又ハ此等ニ消

印ヲ押捺シテ使用シタル衣料品ノ品名、數量及價額ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ之ヲ其ノ組織スル指定團體又ハ別表丁號ニ掲グル者ニ送付スベシ

指定團體ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル前月分ノ小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票並ニ書面ヲ取纏メ之ヲ別表丁號ニ掲グル者ニ送付スベシ

第二十六條 衣料品ノ販賣其ノ他讓渡ヲ業トスル者ハ小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票ト引換ヘニ衣料品ノ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十七條 第十一條但書第八號ノ證明書ハ第二十三條及前二條ノ適用ニ付テハ之ヲ小切符ト看做ス

第二十八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條乃至第五條第七條乃至第十二條、第二十二條又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條 商工大臣ハ別表甲號、乙號、丙號、又ハ丁號ニ掲グル者ニ對シ指定織維製品ノ種類、數量、期間、方法其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ指定織維製品ノ保有ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第三十條 商工大臣衣料品ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ニ對シ讓渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ衣料品ノ讓

渡ヲ命ジ又ハ其ノ讓渡若ハ讓受ニ關シ衣料品ノ種類、數量、時期、方法、相手方、配給區域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

地方長官衣料品ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ニシテ別表甲號、乙號又ハ丙號ニ掲グル者以外ノモノニ對シ前項ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 前二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者物資統制令第十八條第一項ノ損失ノ補償ノ請求ヲ爲サントスルトキハ處分事項ノ實施終了後之ヲ請求スベシ但シ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條 別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グル者ハ毎月二十五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ別表甲號乙號又ハ丙號ニ掲グル者ニ在リテハ商工大臣ニ、別表丁號ニ掲グル者ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル指定織維製品ノ種類別讓受數量
二 前月中ニ於ケル指定織維製品ノ讓渡先別種類別讓渡數量
三 前月末ニ於ケル指定織維製品ノ種類別在庫數量
四 別表丁號ニ掲グル者ニ在リテハ第二十五條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル書面ニ記載シタル事項ノ概要

第三十三條 別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グル者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ニ付眞實ノ記載ヲ爲スベシ

一 指定織維製品ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日
二 指定織維製品ノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日
三 毎月末ニ於ケル指定織維製品ノ種類別在庫數量
第三十四條 衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ニシテ小切符又ハ業務用衣料品購入票ト引換ヘニ衣料品ヲ賣渡スモノハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ニ付眞實ノ記載ヲ爲スベシ

一 衣料品ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日
二 衣料品ノ種類別讓渡數量(小切符ト引換ヘ賣渡シタルモノ及業務用衣料品購入票ト引換ヘ賣渡シタルモノニ分チ記載スベシ)

三 毎月末ニ於ケル衣料品ノ種類別在庫數量
附則
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者(別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グル者ヲ除ク)ハ本則施行ノ日現在ニ於ケル衣料品ノ種類別在庫數量ヲ昭和十七年一月三十日迄ニ地方長官ニ届出ヅベシ

本則ノ適用ニ付テハ本則第十一條但書第五號ノ場合ヲ除クノ外織維製品配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ地方長官又ハ織維需給調整協議會ノ發行シタル割當票ハ本則第六條ノ規定ニ依リ發行シタル割當票ト看做ス

英大小製品中央配給統制株式會社
足袋中央配給統制株式會社
タオル中央配給統制株式會社
日本絹人絹織物配給統制株式會社
毛織物中央配給統制株式會社
毛布肩掛中央配給統制株式會社
日本敷物家具用裂地卸商業組合聯合會
帽子中央製造配給統制株式會社
日本紋帳卸商業組合

山形縣織維製品配給株式會社
福島縣織維製品配給株式會社
栃木縣織維製品配給株式會社
群馬縣織維製品配給株式會社
茨城縣織維製品配給株式會社
埼玉縣織維製品配給株式會社
千葉縣織維製品配給株式會社
東京府織維製品配給株式會社
神奈川縣織維製品配給株式會社
長野縣織維製品配給株式會社
新潟縣織維製品配給株式會社
富山縣織維製品配給株式會社
石川縣織維製品配給株式會社
福井縣織維製品配給株式會社
山梨縣織維製品配給株式會社
岐阜縣織維製品配給株式會社
靜岡縣織維製品配給株式會社
愛知縣織維製品配給株式會社
三重縣織維製品配給株式會社
滋賀縣織維製品配給株式會社

會社
 京都府織維製品配給株式會社
 大阪府織維製品配給株式會社
 兵庫縣織維製品配給株式會社
 奈良縣織維製品配給株式會社
 和歌山縣織維製品配給株式會社
 鳥取縣織維製品配給株式會社
 島根縣織維製品配給株式會社
 岡山縣織維製品配給株式會社
 廣島縣織維製品配給株式會社
 山口縣織維製品配給株式會社
 德島縣織維製品配給株式會社
 別記様式(切符ノ雜形ニ付省略)
 商工省告示第 號
 織維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ織維製品左ノ通指定ス
 昭和 年 月 日
 商工大臣 名
 總務部
 毛織物
 香川縣織維製品配給株式會社
 愛媛縣織維製品配給株式會社
 高知縣織維製品配給株式會社
 福山縣織維製品配給株式會社
 佐賀縣織維製品配給株式會社
 長崎縣織維製品配給株式會社
 熊本縣織維製品配給株式會社
 大分縣織維製品配給株式會社
 宮城縣織維製品配給株式會社
 鹿兒島縣織維製品配給株式會社
 沖繩縣織維製品配給株式會社

三〇
 絹織物
 更生絲織物
 莫大小生地及莫大小製品
 布帛製品
 縫 絲
 手編毛織
 商工省告示第 號
 織維製品配給消費統制規則第十一條第一項ノ規定ニ依リ織維製品及其ノ點數左ノ通指定ス
 昭和 年 月 日
 商工大臣 名
 品 目
 單位數量 點 數
 一 織物類
 (一) 小幅織物(幅一八吋未滿ノモノ)ニシテ反賣ノモノ(一反ノ長釐尺三丈三尺ヲ超ニルモノヲ除ク)
 尺實ノモノ
 釐尺一尺 一點
 (二) 廣幅織物
 1 二幅物(幅一八吋以上三六吋未滿ノモノ) 一碼 四點
 2 三幅物(幅三六吋以上四七吋未滿ノモノ) 一碼 六點
 3 四幅物(幅四七吋以上ノモノ) 一米 一〇點
 (三) 注文者ヨリ表地ノ提供ヲ受ケ之ト自己ノ所有ニ屬スル裏地及附屬地トシテ使用シテ洋服類ノ仕立ヲ爲ス場合ニ於ケル裏地及附屬地

1 背廣、モーターニングコート、タキシード、燕尾服又ハフロックコートノ仕立ニ使用シタルモノ
 (イ) 三揃ノ仕立ニ使用シタルモノ 一組分 三一點
 (ロ) 上衣ノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 一五點
 (ハ) ポンノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 八點
 (ニ) チョッキノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 八點
 2 國民服、團服、學生服又ハ訓練服ノ仕立ニ使用シタルモノ
 (イ) 上下揃ノ仕立ニ使用シタルモノ 一揃分 一四點
 (ロ) 上衣ノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 一〇點
 (ハ) ポンノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 四點
 3 國民服中衣ノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 四點
 4 外套ノ仕立ニ使用シタルモノ
 (イ) 國民服外套、團服外套、學生用外套、又ハ婦人外套ノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 二五點
 (ロ) 其ノ他ノ外套ノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 三〇點
 5 婦人服ノ仕立ニ使用シタルモノ
 (イ) ワンピースノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 一四點
 (ロ) ツーピースノ仕立ニ使用シタルモノ 一揃分 一四點
 上下揃ノ仕立ニ使用シタルモノ 一揃分 一四點
 上衣ノ仕立ニ使用シタルモノ 一着分 一〇點
 スカート又ハジャンパースカートノ

仕立ニ使用シタルモノ 一着分 四點
 (四) 帶地
 1 丸帶地、長帶地、晝夜帶地又ハ袋地 一本 二〇點
 2 名古屋帶地、中幅兒帶地、輕裝帶地
 (吉彌帶地、後室帶地、五尺帶地及六尺帶地ヲ含ム) 又ハ片側帶地 一本 一〇點
 3 男帶地又ハ兵兒帶地 一本 八點
 二 和服類
 (一) 袷(下着、袷長襦袢、綿入及丹前ヲ含ム) 一枚 四八點
 (二) 單衣(單衣長襦袢ヲ含ム) 一枚 二四點
 (三) 袷羽織、半纏又ハネンネヨ 一枚 三四點
 (四) 單衣羽織 一枚 二四點
 (五) 半襦袢(肌襦袢ヲ除ク) 一枚 一六點
 (六) コート
 1 裏附コート(被布ヲ含ム) 一枚 四〇點
 2 單コート 一枚 二四點
 (七) 帶
 1 丸帶、長帶、腹合せ帶、袋帶又ハ結帶 一本 三〇點
 2 名古屋帶、中幅兒帶又ハ輕裝帶(吉彌帶、後室帶、五尺帶及六尺帶ヲ含ム) 一本 一五點
 3 男帶、兵兒帶、伊達卷、伊達縮、腹帶、前帶又ハ文化帶 一本 八點

- (五) スウェーター、ジャケツジ、ヤムバー
- (六) 猿股(パンツヲ合ム)又ハ褲
- (七) コンビネーション、スリツプ(ベチコトヲ合ム)シミーズ又ハ女生着
- (八) ブロース又ハブルマー
- (九) 肌褌袴
- (十) メリヤス製腰巻
- (十一) 布帛製腰巻(裾除ヲ合ム)
- (十二) 腹巻又ハ胸巻
- (十三) 開着又ハ羽織下
- (十四) バジヤマ又ハバスローブ
- (十五) バジヤマ及バスローブ以外ノ部屋着
- (十六) 手袋
- (十七) 角巻
- (十八) 肩掛又ハ首巻(ネツカチーフ及スカーフヲ合ム)
- (十九) 半襟
- (二十) 帶揚、抱き帶、帯締、シゴキ又ハ腰紐
- (二十一) ネタダイ
- (二十二) カラー又ハ國民服襟

一枚	二〇點
一枚	四點
一枚	八點
一枚	四點
一枚	八點
一枚	一二點
一枚	八點
一枚	六點
一枚	一六點
一枚	六點
一枚	一六點
一枚	二〇點
一枚	四〇點
一雙	五點
一枚	一八點
一枚	一五點
一枚	一點
一本	一點
一本	一點

- (二十五) カフス
 - (二十六) 足袋(靴下足袋及足袋下ヲ合ム)又ハ足袋カバ
 - (二十七) 靴下又ハ靴下カバ
 - (二十八) 學童用ソクレット
 - (二十九) ハンカチーフ
 - (三十) 袖口
 - (三十一) 蕩掛
 - (三十二) 寒冷シラズ又ハ腹當
- 七 運動用品類
- (一) 寝袋(シユラーフザック)
 - (二) 運動用シャツ
 - (三) 運動用パンツ
 - (四) 柔道着上衣又ハ剣道衣
 - (五) 柔道着股又ハ剣道袴
 - (六) 海水着
 - (七) 水泳褲
- 八 家庭用品類
- (一) 敷蒲團、敷清團側又ハ敷蒲團カバ
 - 1 長三尺五寸ヲ超ユルモノ
 - 2 長三尺三寸以下ノモノ

一組	一點
一足	二點
一足	二點
一足	一點
一枚	一點
一組	八點
一組	一點
一枚	一點
一枚	二點
一枚	二點
一枚	三六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	一二點
一本	二點
一枚	二四點
一枚	八點

- (二) 掛蒲團又ハ掛清團側
- 1 長三尺五寸ヲ超ユルモノ
- 2 長三尺五寸以下ノモノ
- (三) 夜着(掻巻)又ハ夜着側(掻巻側)
- 1 長三尺五寸ヲ超ユルモノ
- 2 長三尺五寸以下ノモノ
- (四) 膝蒲團又ハ膝蒲團側
- (五) 座蒲團、肩蒲團又ハ座蒲團若ハ肩蒲團ノ側若ハカバ
- (六) 掛蒲團カバ又ハベッドカバ
- 1 長三尺五寸ヲ超ユルモノ
- 2 長三尺五寸以下ノモノ
- (七) 蒲團襟カバ
- (八) 二枚綴毛布
- (九) 一枚物毛布又ハ膝掛毛布
- (十) 幼児用毛布
- (十一) 敷布
- (十二) 風呂敷
- 1 長及幅三六吋以下ノモノ
- 2 長及幅六〇吋以下ニシテ三六吋ヲ超ユルモノ
- 3 長及幅六〇吋ヲ超ユルモノ

一枚	三六點
一枚	十二點
一枚	五〇點
一枚	一七點
一枚	一二點
一枚	六點
一枚	一五點
一枚	五點
一枚	四點
一枚	四〇點
一枚	一八點
一枚	一〇點
一枚	一〇點
一枚	四點
一枚	一二點
一枚	二四點

- (十四) 浴用タオル又ハ手拭
- (十五) 湯上タオル
- (十六) 縫絲
- (十七) 手編絲
- 九 一反ノ長鯨尺三丈三尺ヲ超ユル小幅織物ニシテ反賣ノモノノ點數ハ二四點ニ其ノ鯨尺三丈三尺ヲ超ユル部分ニ付鯨尺一尺一點ノ割合ヲ以テ計算シタル點數トス
- 一〇 小幅織物ニシテ鯨尺一尺未滿ノモノ、縫絲ニシテ一〇匁未滿ノモノ又ハ手編絲ニシテ一オンス未滿ノモノノ點數ハ各鯨尺一尺ノモノ、一〇匁ノモノ又ハ一オンス未滿ノモノノ點數トス
- 一一 廣幅織物ニシテ一碼未滿ノモノ又ハ一碼未滿ノモノノ點數ハ各一碼ノモノ又ハ一碼未滿ノモノノ點數ニ其ノ一碼未滿又ハ一碼未滿ノ長ハ一碼又ハ一碼ニ對スル割合ヲ乘ジテ計算シタル點數トス但シ一點ニ滿タザル端數ハ一點ニ切上グルモノトス
- 一二 左ニ掲グル衣料品ニシテ子供用又ハ幼児用ノモノノ點數ハ前各號ニ定ムス點數ノ二分ノ一トス但シ一點ニ滿タザル端數ハ一點ニ切上グルモノトス
- (一)一ノ(四)ノ3ノ内兵兒帶地
- (二)二ノ(一)乃至(三)、(五)及(八)ニ掲グルモノ(長褌袴及ネンネコヲ除ク)
- (三)二ノ(六)ノ内被布

一枚	三點
一枚	一〇點
一〇匁	二點
一オンス	二點
一枚	三六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	六點
一枚	一二點
一本	二點
一枚	二四點
一枚	八點

- (四)二ノ(七)ノ(三)ノ内兵兒帶
 - (五)四ニ揚グルモノ
 - (六)六ノ(一)乃至(六)、(八)、(九)、(十一)乃至(十七)、(廿四)及(廿五)ニ揚グルモノ
 - (七)六ノ(七)ノ内コンビネーション
 - (八)七ノ(二)、(三)及(六)ニ揚グルモノ
- 一三 第一號乃至第八號ニ揚グル衣料品が昭和十二年商工省令第二號絹織物等表示ニ關スル件第一條乃至第二條ノ絹織物又ハ絹製品ナル場合ニ於テハ當該衣料品ノ點數ハ前各號ニ定ムル點數ニ拘ラズ前各號ニ定ムル點數ノ四分ノ一トス但シ一點ニ滿タザル點數ハ一點ニ切上グルモノトス
- 纖維製品配給消費統制規則第十二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
昭和十七年一月二十日

商工大臣 名

- 晒
- ホル
- 靴下
- 足袋
- 浴用タオル
- 手拭

二、衣料切符制に關する次官通牒

一規則第二條本文に於て地方長官は左記に該當する者を製造及

小賣を業とする者として指定すること(指定は××組合組合員等の形式にて可)足袋、洋服、婦人子供服、作業服、布帛製品等の製造業者にして其の製造したる製品を總べて店頭に於て小賣を爲すもの

二 同第二條但書第五號の許可は左の場合に限ること

- (1) 内地産の棉花、羊毛、麻類及雜纖維のみを使用したる織物を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を譲渡すること
 - (2) 試験用纖維製品を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を譲渡するとき
 - (3) 綿織物たる漁網用布を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を漁網統制會社に譲渡するとき
 - (4) 特に商工大臣より指示ありたる場合を除き産業組合又は同聯合會が其の共同設備に依り製造したる纖維製品を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を所屬組合若は所屬組合員に譲渡するとき
 - (5) 毛織物其の他毛製品關係工業用資材(ウツトフェルト、トツアフェルト、グリーンブラツシユ、サイジングクロス、漉過布、針布用基布)を之を需要する工業者に販賣すること
- 及車輻、船舶及家具用特殊毛織物並に業務用毛織物(テレンプ、モケット、綬通及絨氈)等を官廳用或は民需用として販賣するとき

(6) 前各號に掲ぐる場合以外の場合にして豫め當省に打合せ承認を得たる時

- 三 同第三條但書及第四條但書の規定に依り地方長官が割當票を發行するは左の場合に限ること
トレージングクロス、潜水服用布、タイプライターリボン用布、白玉用布、コンバクト用ホル等第三次製品に使用せらるるものを之等の製造業者にして全國又は數府縣に互る團體を組織せざるものに販賣するとき
- 四 同第六條の割當票の様式は從來採用のものを踏襲するも差支なきも右様式に依り改めて承認申請を爲すこと尙割當數量の限度は從來通り其の都度當省より指示すること
- 五 同第七條第一項本文に於て地方長官は左記の團體を指定すること日本百貨店組合(管内に百貨店の存する府縣のみ)
纖維製品關係小賣商業組合
纖維製品の取扱實績ある産業組合法に依る購買組合(實績の範圍内)工場鑛山等に於ける購買會にして之を利用するに非ざれば纖維製品の購入困難なるが如き事情にあるもの尙外費、行商等に付ては十人組等を組織せしめ其の代表者を所在の小賣商業組合に加入せしむる様取計らう外購買會にして指定に洩れたるものも小賣商業組合に加入せしめ其の實績の限度に於て製品の配給を爲す様取計らうこと
- 六 同第七條第一項但書、第八條但書第九條第一項但書の許可

は突發的災害の生じたるが如き緊急事態の場合の外原則として許可せざること

- 七 同第十一條の衣料品の點數は一般消費者には容易に判別し難きを以て小賣商をして各商品個々に夫々の點數を表示せしむる等商品の點數を明瞭ならしむる方法を講ぜしむること
- 八 同第十一條第一項但書の許可は公共團體等に於て必要とする衣料品にして事情已むを得ずと認めらるる場合に限り與ふること
- 九 同第十一條第一項但書の警察署長の證明書は左記の者に對し發給すること尙證明書の様式は適宜のものにて可なること
 - (1) 昭和十七年一月二十日より一月三十一日に至る小賣販賣不能期間に於て特に緊急に衣料品を必要と認めらるる者(例へば災害の罹災者又は出產者等)
 - (2) 其の後に於ても火災其の他の災害に依る罹災者にして緊急に衣料品を必要と認めらるるもの
- 十 同第十六條但書の市町村長に於て衣料切符を交付する必要なしと認むる者とは差當り左の者とする様管下市町村長に指示すること
既決の囚人、感化院、矯正院、養老院又は孤兒院に收容中の者及兵營、學校、軍艦内に居住する下士官及兵其の他の者に於て交付の必要なしと認めらるるものある場合は地方廳に於

て適宜措置すること

十一 同第十七條の衣料切符交付標準は左記の通りに付右に依り市町村長に指示すること

- (1) 婚約の整ひたる女子
五枚以内(一枚のみ制限小切符を附し他は切取ること)
- (2) 妊娠中の女子
一枚以内(制限小切符はナル晒のみを残し他は切取ること)
- (3) 外國に居住する者にして内地を旅行するもの
三十點以内(制限小切符はタオル又は手拭一枚、足袋又は靴下二足のみを残し他は切取ること)
- (4) 火災、水害の罹災者
五枚以内(於て實情に依り交付のこと)
(内一枚のみは制限小切符を附し他は切取ること)
- (5) 盜難に罹りたる者
一枚以内(制限小切符は全部切取ること)
- (6) 特別の事情ある者としては差當り左に該當する事情にある者のみとし其の他は特別事情ありと認めらるる者を生じたる場合は豫め本省に打合せを爲すこと
- (イ) 大學専門學校等の卒業者にして新に就職したるものが勤務上必要な衣料品の調達を爲すに與へられたる點數の範圍内にては賄ひ得ざる場合

府縣よりの受入を記録せしむべき規定(交付に付ては其の理由を明細に記入せしむること)

(4) 市町村の交付事務に付道府縣係官が常に検査監督する旨の規定
(交付事務の適正迅速に行はれつつありや否やを監査し殊に残存切符の枚數と帳簿殘に付現物に依り照合を怠らざること)

(5) 其の他地方長官に於て必要と認めたる事項

十三、同第二十條の業務用衣料品購入票は地方長官自ら發行し已むを得ざる場合の外は團體等に委託せざることを團體に發行せしむる場合は成可く市町村長、織維需給調整協議會支部等を指定すること業務用衣料品購入票は差當り左の場合に發行すること

- (1) 工場、鑛山、農山漁村の労働者に對し特別に勞働作業衣、手拭又は軍手を配給する場合
 - (2) 理容業者、旅館、ホテル、料理屋、病院等に對し手拭、タオル、刈布、浴衣、敷布、蒲團等を配給する場合
 - (3) 劇團、撮影所等に對し衣裳を配給する場合
- 業務用衣料品購入票の發行先及數量の限度は從來通本省より指示すること

尙購入票の様式は適宜にて差支なきこと

十四、同第二十五條の規定に關聯し別表丁號に掲ぐるもの

六十四點以内(制限小切符を切取ること)

(ロ) 新任官したる將校又は出征する將校にして軍裝整備上必要な衣料品を與へられたる點數の範圍内に於ては賄ひ得ざる場合不足せる點數(制限小切符は必要とするもの以外を切取ること)

特に衣料切符を交付する際には

- (1) の場合は両親、媒酌人、相手方等の婚約成立の證明書
 - (2) の場合は醫師又は産婆の妊娠五ヶ月以上なる旨の證明書
 - (3) の場合は外國人には第十八條の規定に依る證明書、日本人は外國に居住せる旨を明示する何等かの資料
 - (4) 及(5) の場合は罹災者なる旨の市町村、警察署等の證明書
 - (6) の(イ) の場合は卒業證明書及就職證明書
 - 同(ロ) の場合は身分を示す書類
- を提出せしむること尙婚約の成立せる女子に衣料切符を交付したるときは衣料切符交付簿に其の旨を記入せしめ一度交付済の女子に對しては再度交付せざる様前居住地等に付調査を爲さしむる等適宜の措置を講ぜしむること
- 十二、同第十九條の交付に關し必要な事項は府縣令、告示等に依り定むることとし左の如き規定を爲すこと
- (1) 衣料切符の交付標準
 - (2) 第十七條の衣料切符の交代標準
 - (3) 市町村に對し一定の帳簿を備へしめ衣料切符の交付及遺

し業種別、地域別、組合別等に依り衣料品の販賣其の他賣渡を爲す者の口座を設けたる帳簿を備へ付けしめ之等の者に對する衣料品の配給は其の送付を受けたる小切符の總點數の範圍内に之を留むる様取計らはしむること但し季節等の關係に依り一時的に需要増加を豫想せらるる場合は一定限度の貸越を認めしむるも差支なきこと

十五、同第三十二條の規定に依り別表丁號に掲ぐる者より報告書の提出ありたるときは遅滞なく其の寫を商工大臣に送付すること

十六、同第三十三條及第三十四條の帳簿は別紙様式に依らしむること

十七、同附則第二項の在庫數量の届出に付ては届出用紙、記入注意調査員必携等は織維需給調整協議會をして印刷せしめ之を道府縣支部に送付せしめ置きたるを以て右用紙に所定事項を記入せしめ届出づる様取計らうこと尙在庫調査に關しては織維需給調整協議會に於て調査員を委嘱し其の協力を得ることとなり居るを以て同協議會支部と充分連絡の上調査の正確を期すること

在庫數量集計の上は遅滞なく本省に報告すること(集計は織維需給調整協議會に於て之を爲す豫定に付爲念)

衣料切符制に關する質疑應答

定價參拾錢

昭和十七年三月二日印刷
昭和十七年三月五日發行

東京市麹町區日比谷公園二號地

發行者兼
印刷人 船 木 重 光

東京市京橋區西八丁堀三ノ七ノ二四
印刷所 不二印刷社分社

東京市麹町區日比谷公園二號地

發行所

社團
法人 同盟通信社

419
72

終

